

かながわの流域下水道

より良い水環境をめざして



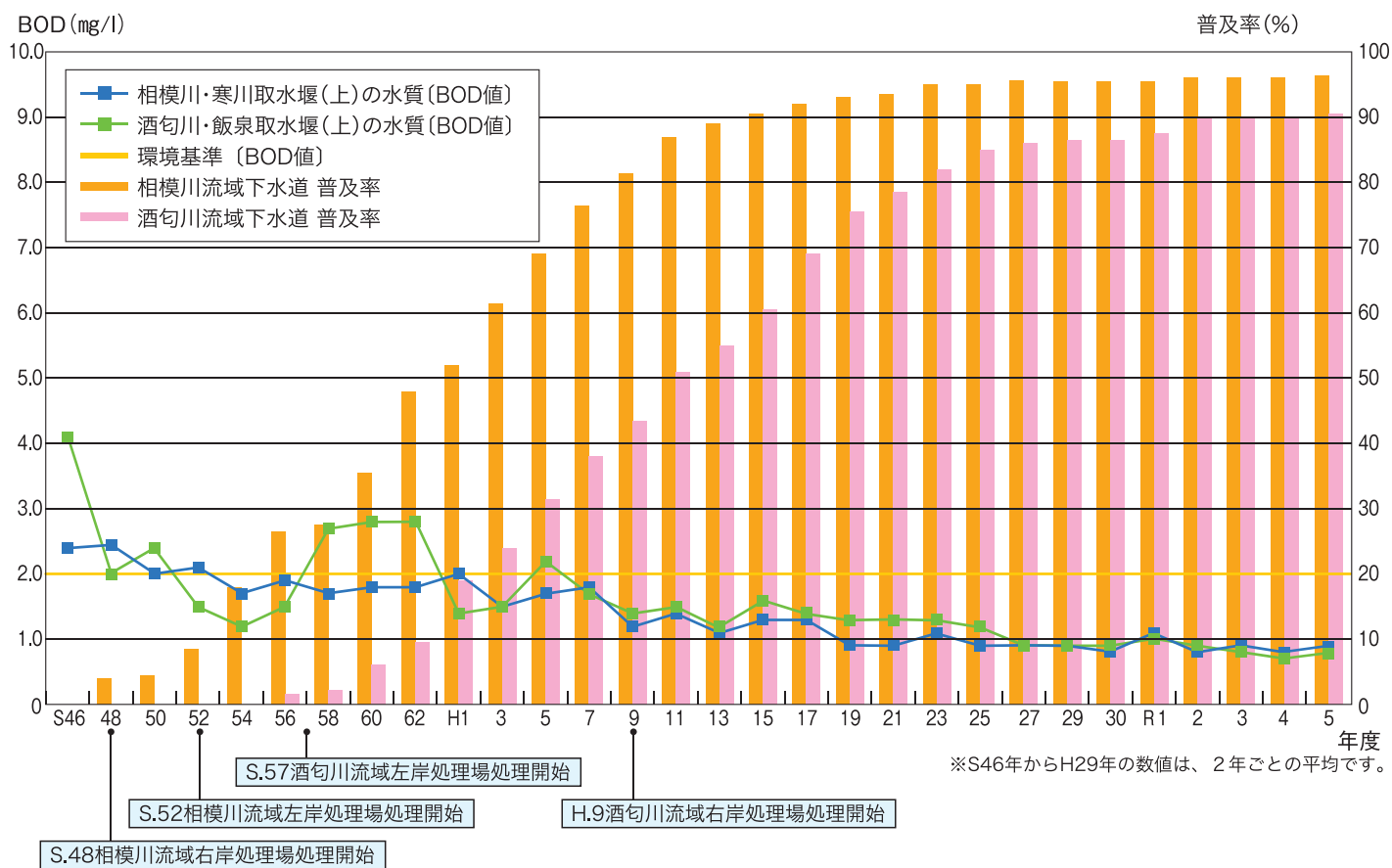
令和5年度下水道作品コンクール ポスターの部 最優秀賞
海老名市立大谷小学校4年 常行彩愛 さん

より良い水環境をめざして

昭和30年代後半以降、急激な都市化の進展と人口増加に伴って、生活排水が増大し、これらが流入する川や海など、公共用水域の水質が悪化してきました。

こうしたことから、神奈川県では、県民の飲み水として欠くことのできない相模川、酒匂川の水質保全と流域市町的生活環境の改善を図るために、昭和44年から、流域市町と協力して流域下水道事業を進めています。

相模川・酒匂川流域の下水道普及率と相模川・酒匂川の水質について



※S46年からH29年の数値は、2年ごとの平均です。

下水道の普及に伴い、生活排水等が直接河川に流れ込まなくなったため、相模川・酒匂川の水質は徐々に向上してきました。

※BODとは、生物化学的酸素要求量のことで、微生物が水中の有機物を食べるときに必要な酸素の量であり、汚れの度合いを示すものです。

快適環境 下水道は暮らしを支えつづけます

私たちの暮らしを支える下水道ですが、その役割は時代のニーズとともに多様化してきています。

当初は、生活環境が改善されることや浸水から街を守ることが主な役割でしたが、都市化の進展と産業経済の発展に伴い、川や海といった公共用水域の水質の悪化が問題となると、処理場で下水を処理することによって、公共用水域の水質汚濁を防止し、貴重な水資源を保全することが大きな役割として加わりました。

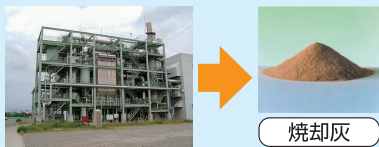
近年では処理水、汚泥等の下水道資源や上部空間施設の有効活用など、様々な利用が期待できます。

下水道の役割



浸水の防除(雨水の排除)

雨を道路や宅地からすみやかに排除したり、貯留・浸透を行うことで、浸水を防止します。雨の多い日本では、街を浸水から守るためには欠かせません。



焼却灰

下水道資源及び施設の有効利用

下水道は、処理水、汚泥等の多くの資源・エネルギーを有しており、それらの有効活用は、省エネ・リサイクル社会の実現に役立ちます。

公衆衛生

浸水対策

トイレの水洗化

公共用水域の水質保全

望ましい水循環 水環境の創出

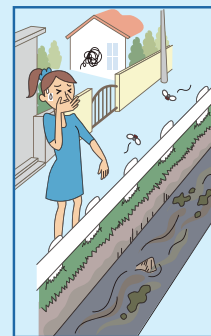
下水道資源及び 施設の有効利用



生活環境の改善(汚水の排除)

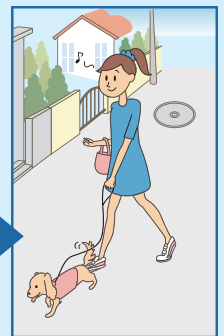
清潔で快適な水洗トイレが利用でき、また、悪臭や蚊・ハエの発生源であるドブがなくなり、衛生的で美しい街並が保たれます。

《不快》



ドブがある

《快適》



ドブがない



水質保全(川や海をきれいに)

工場、事業所排水や生活排水による汚濁から公共用水域をきれいに保ちます。

流域下水道は川や海を守ります

●公共下水道の整備促進

県が主体となって下水処理場や幹線管きよを整備することで、単独では下水道整備を行うことが財政的、技術的に難しい市町村でも下水道の整備が円滑に進められます。

●建設費・維持費のスケールメリット

市町村界にとらわれず、効率的に下水を集めて処理することで、経済的に整備・維持管理が行えます。

下水道の種類

一般に「下水道」と呼ばれているものには、いろいろなものがあります。

汚水処理施設

下水道法上の下水道 (国土交通省所管)

下水（汚水と雨水）を排除・処理する施設及びこれらの施設を補完する施設の総体。

その他の汚水処理施設

- コミュニティプラント
(環境省所管)
- 合併処理浄化槽
(環境省所管)
- 農業集落排水施設
(農林水産省所管)

公共下水道

主として市街地における下水を排除し、または処理するもので、終末処理場を有するもの（単独公共下水道）または、流域下水道に接続するもの（流域関連公共下水道）がある。また、排水施設の相当部分が暗きよである構造のもの。設置及び管理は、原則として市町村が行う。

流域下水道

二以上の市町村の区域にわたり下水道を一体的に整備することが効率的・経済的な場合に実施する根幹的な下水道施設であり、幹線管きよ、ポンプ場、終末処理場より構成されているもの。設置及び管理は、原則として都道府県が行う。

都市下水路

主として市街地の雨水排水を目的とするもので、その構造は開きよを原則としており、終末処理場を有していない。設置及び管理は、原則として市町村が行う。

単独公共下水道

公共下水道の内、終末処理場を有するもの。

流域関連公共下水道

公共下水道のうち、終末処理場を有せず、流域下水道に接続するもの。

特定環境保全公共下水道

公共下水道のうち、農山漁村部の中心集落及び湖沼周辺部の観光地等において実施されるもの。

特定公共下水道

公共下水道のうち、特定の事業活動に伴って排出される下水を処理するもの。

流域下水道



●上部利用太陽光発電設備

四之宮水再生センターでは、水処理施設の上部を利用して、太陽光発電設備を設置しています。また、太陽光から作られる電力を下水処理の運転の一部として利用し、自然エネルギーの活用を図っています。



流域下水道のしくみ

公共下水道



① マンホール

下水管の点検や清掃をするための入口です。

除害施設



② 除害施設

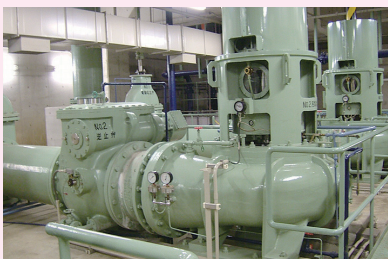
工場、事業場排水の中には、下水管をつまらせたり、下水処理に悪影響を与えるものがあるので、そのような有害物質を取り除きます。

水処理



③ 沈砂池

下水管から流入してきた下水に含まれる大きなゴミや土砂などを取り除き、ポンプのつまりや磨耗を防ぎます。

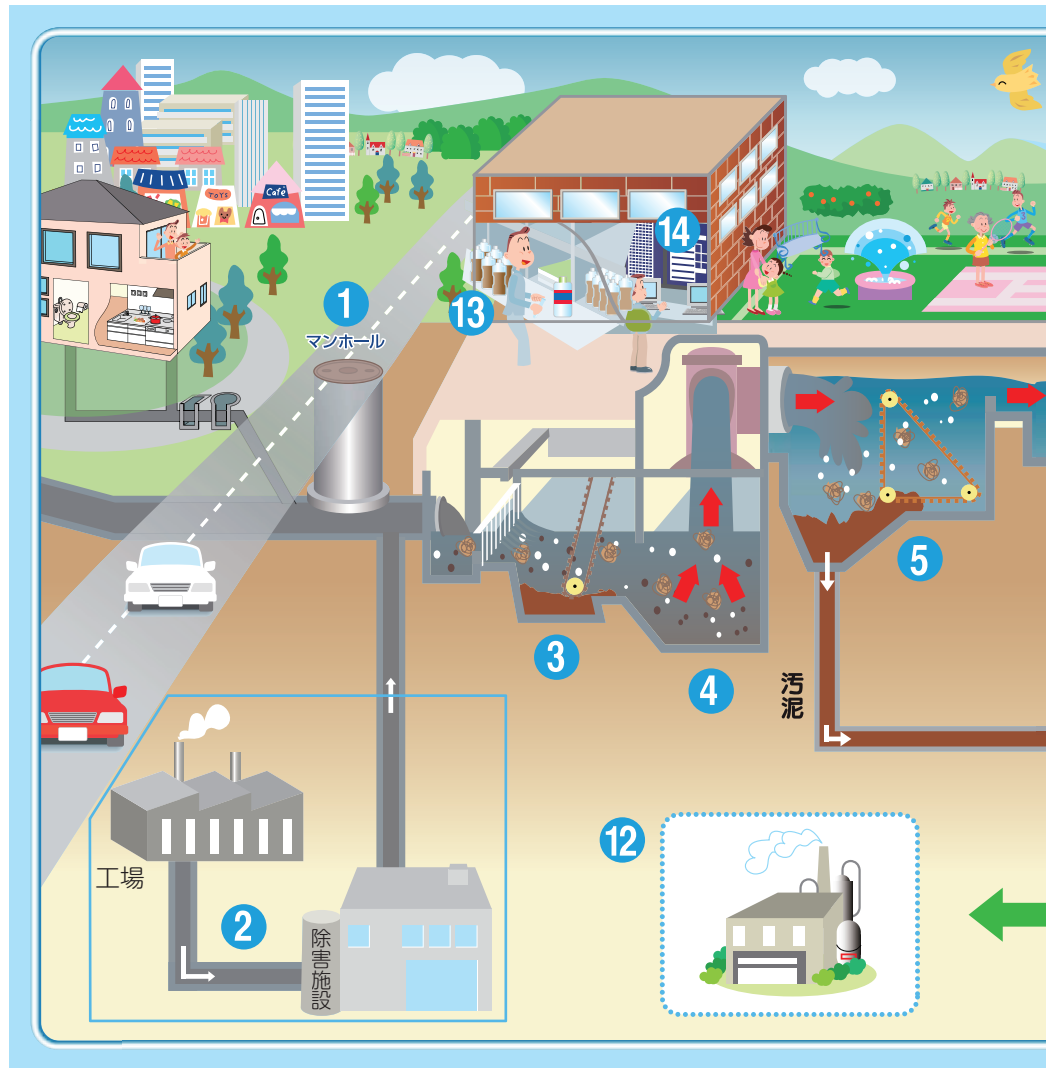


④ ポンプ室

地下深く流れてきた下水を水処理施設に送るため、必要な高さまでくみ上げます。

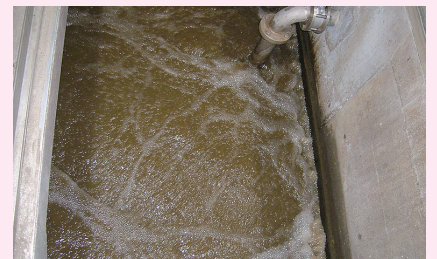
家庭や工場からの下水は、「流域関連公共下水道管」を通じて流域下水道幹線に入り処理場へと流入してきます。そして、きれいな水に処理されて、川や海へと放流されます。

神奈川県では、相模川、酒匂川の水質を守るために流域下水道事業が進められています。



⑤ 最初沈殿池

沈砂池からの下水をさらにゆっくり流して、細かい汚れを沈殿させ、水面に浮かんだスカム（油や野菜くず）を取り除きます。これで水はかなりきれいになります。沈殿した汚泥は汚泥濃縮設備へ送られます。



⑥ 反応タンク

さらに水をきれいにするため、活性汚泥という微生物の混ざった泥を加えて、反応タンクの底から空気を送り込みます。微生物は下水の汚れを食べて繁殖し、綿のようなかたまりとなって沈みやすくなります。

管理



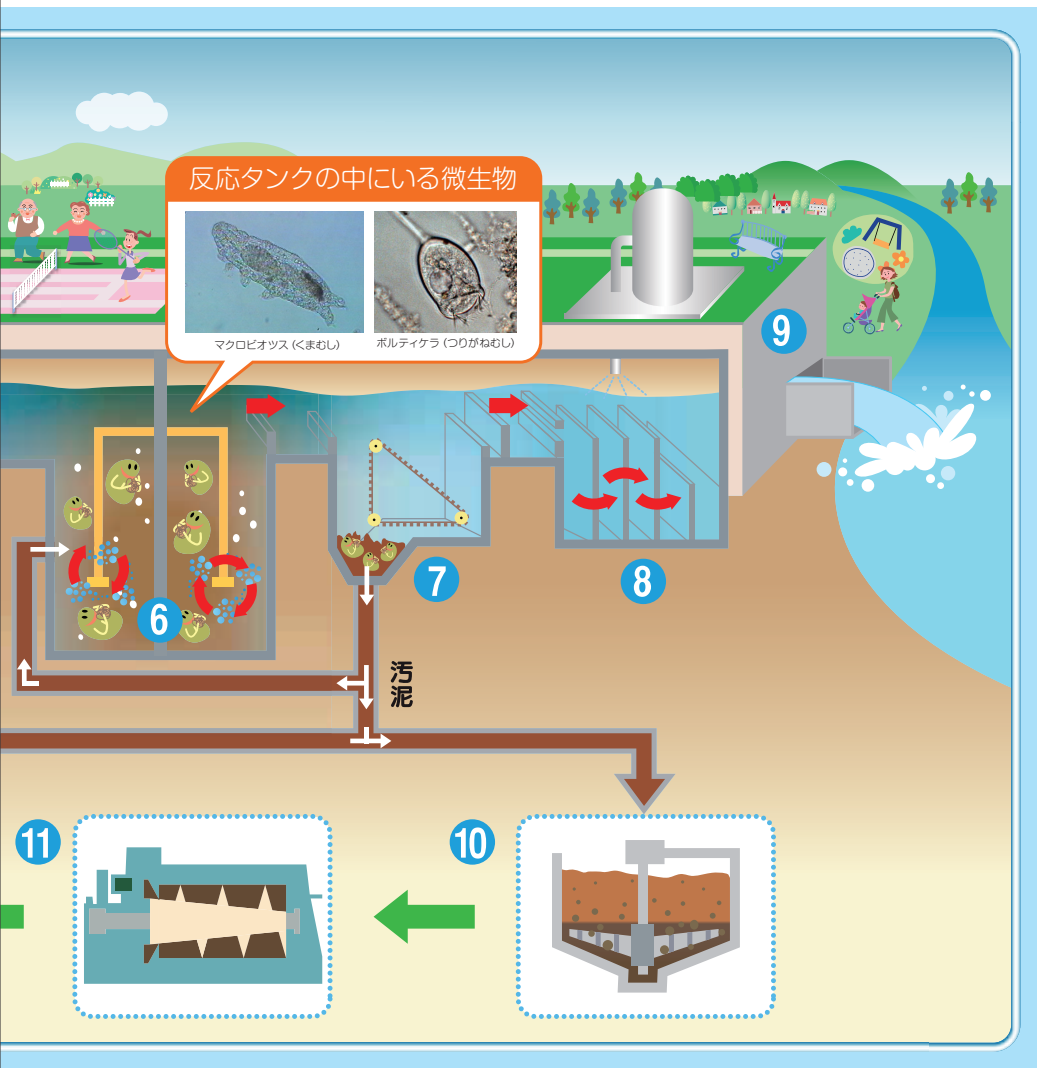
14 中央監視室

下水量や汚泥量の変化に応じて適切な処理ができるように、常時処理施設の運転状況を監視しています。



13 水質試験室

ここでは、法令で定められた基準に適合しているかを検査する水質試験が行われます。



汚泥処理



12 汚泥焼却炉

有機物を含んだ脱水汚泥をこの焼却炉で燃やすと灰になり、減量されます。



11 汚泥脱水設備

濃縮された汚泥に薬品が加えられて、さらに水分がしぼりとられ、固形物となります。この脱水された汚泥を脱水汚泥といいます。



10 汚泥濃縮設備

最初沈殿池や最終沈殿池で底に沈んだ汚泥が集められ、濃縮し水分を減らします。



7 最終沈殿池

最終沈殿池で水をゆっくり流すと、綿のようなかたまりとなった活性汚泥が、水の底に沈み、水はすっかりきれいになります。沈んだかたまりは反応タンクへもどされ、ふたたび下水の浄化に利用されます。なお、汚れを食べて増えた活性汚泥は余剰汚泥といい、汚泥濃縮設備へ送られます。



8 消毒施設

きれいになった水を消毒します。



9 放流口

きれいに処理され、消毒された水が、いよいよ川や海へ放流されます。

相模川流域下水道

相模川流域下水道は、県民の大切な水源河川となっている相模川の水質保全と地域の生活環境の改善を図るため、昭和44年から流域内の9市2町の区域を対象とした事業に着手し、昭和48年に右岸処理場（現：四之宮水再生センター）が、昭和52年に左岸処理場（現：柳島水再生センター）が処理を開始しました。平成2年3月には、計画区域が相模湖・津久井湖周辺などを含めた9市7町に拡大されました。また、平成18年以降の相模原市と津久井地域4町の合併により、流域市町は9市3町になりました。

現在、流域下水道の事業と並行して整備が進められている関連公共下水道から流入する汚水を処理するための施設の増設ならびに改築・更新工事を進めています。

全体事業概要

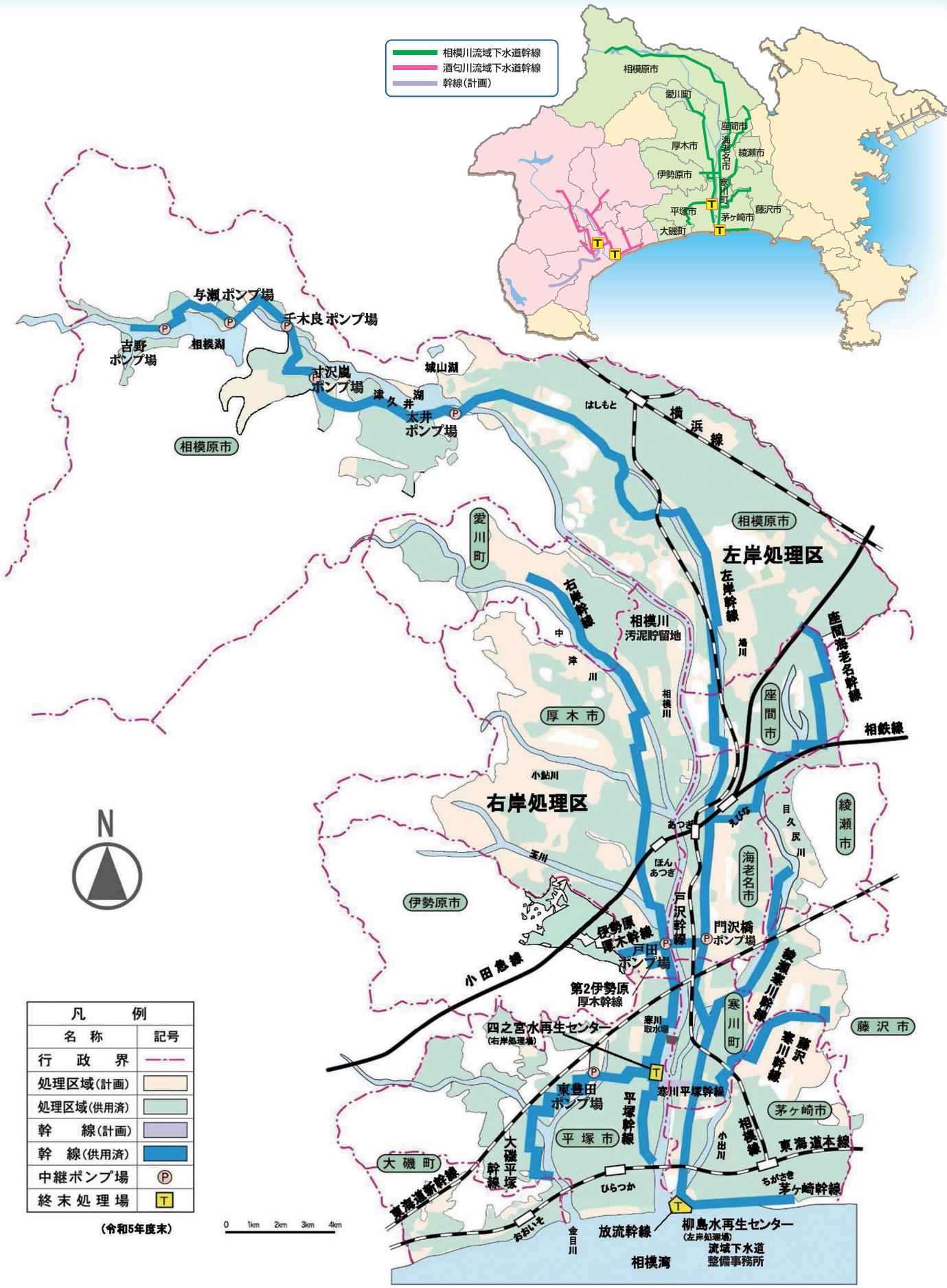
流域関連市町	相模原市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、大磯町、愛川町
--------	---

令和5年度末現在

区 分		左 岸 処 理 区		
計 画 諸 元	処理面積	18,524.20ha		
	処理人口	1,259.5千人		
	処理水量	532千m ³ /日最大		
管 路 施 設 (流域幹線)	幹線名	管径(mm)	延長(m)	
	左岸幹線	φ 200~4,000	58,180	
	座間海老名幹線	φ 2,000~2,600	11,520	
	綾瀬寒川幹線	φ 1,100~1,500	7,110	
	藤沢寒川幹線	φ 600~1,350	7,360	
	茅ヶ崎幹線	φ 1,650~2,200	3,980	
	戸沢幹線	φ 600 (圧送管)	1,440	
	放流幹線	□ 2,000×4	130	
	寒川平塚幹線	φ 2,000	1,470	
	計		91,190	
ポ ン プ 場	門沢橋ポンプ場	41.7m ³ /分		
	太井ポンプ場	11.9m ³ /分		
	寸沢嵐ポンプ場	4.1m ³ /分		
	千木良ポンプ場	2.4m ³ /分		
	与瀬ポンプ場	0.6m ³ /分		
	吉野ポンプ場	1.3m ³ /分		
処 理 場	名 称	柳島水再生センター		
	所在地	茅ヶ崎市柳島1900番地		
	敷地面積	19.6ha		
	処理方法	標準活性汚泥法		
	排除方法	分流式（一部合流式）		
	放流先	相模湾		
	処理開始	昭和52年12月1日		

区 分		右 岸 処 理 区			
計 画 諸 元	処理面積	11,674.42ha			
	処理人口	537.3千人			
	処理水量	374千m ³ /日最大			
管 路 施 設 (流域幹線) <small>* ()は改築更新</small>	幹線名	管径(mm)	延長(m)		
	右岸幹線	φ 700~3,200	22,700		
	平塚幹線	φ 1,650~2,400	3,030		
	伊勢原厚木幹線	φ 1,000~1,350	1,650		
	第二伊勢原厚木幹線	φ 1,350	*(1,270)		
	大磯平塚幹線	φ 1,100~1,650	9,310		
	計		36,690		
	ポ ン プ 場	戸田ポンプ場	41.7m ³ /分		
		東豊田ポンプ場	57.7m ³ /分		
	処 理 場	名 称	四之宮水再生センター		
所在地		平塚市四之宮四丁目19番1号			
敷地面積		26.9ha			
処理方法		標準活性汚泥法+急速ろ過法			
排除方法		分流式（一部合流式）			
放流先		鹿見堂排水路（相模川）			
処理開始	昭和48年6月25日				

相模川流域下水道概要図



凡 例	
名称	記号
行政界	---
処理区域(計画)	□
処理区域(供用済)	■
幹線(計画)	—
幹線(供用済)	—
中継ポンプ場	Ⓟ
終末処理場	Ⓜ

(令和5年度末)



柳島水再生センター

柳島水再生センターは、相模川河口の茅ヶ崎市側に位置し、昭和52年12月に処理を開始しました。

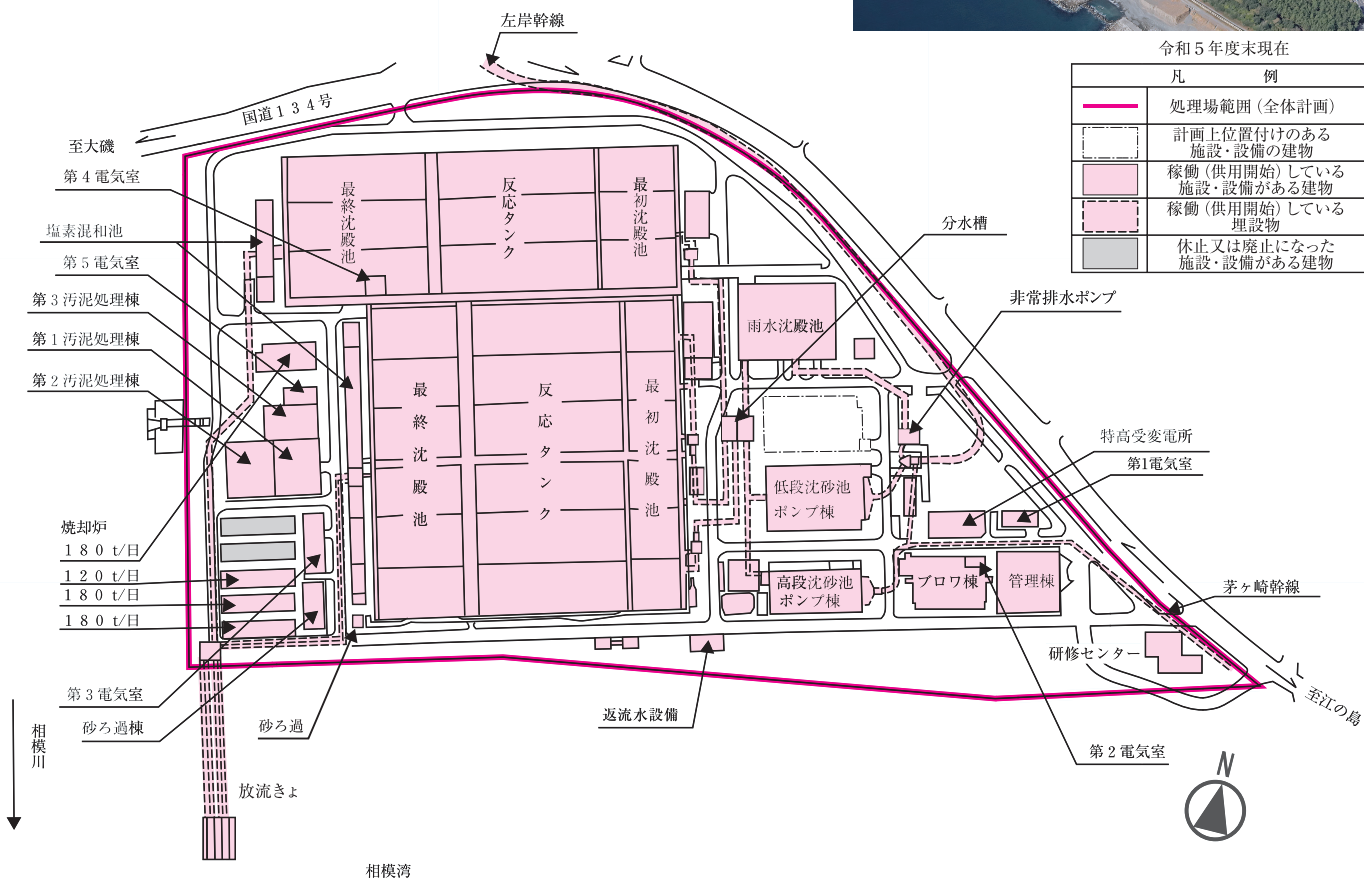
現在は、一日に531,700m³／日最大の下水を処理する水処理施設(9系列)や汚泥処理施設が稼動しています。

※事業計画上、水処理施設は9系列で531,700m³／日最大です。



令和5年度末現在

凡 例	
	処理場範囲(全体計画)
	計画上位置付けのある施設・設備の建物
	稼働(供用開始)している施設・設備がある建物
	稼働(供用開始)している埋設物
	休止又は廃止になった施設・設備がある建物



●柳島しおさい公園



●公園概要

柳島しおさい公園は茅ヶ崎市が管理しています。

詳細は、茅ヶ崎市のホームページをご覧ください。
URL <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp>

主な施設

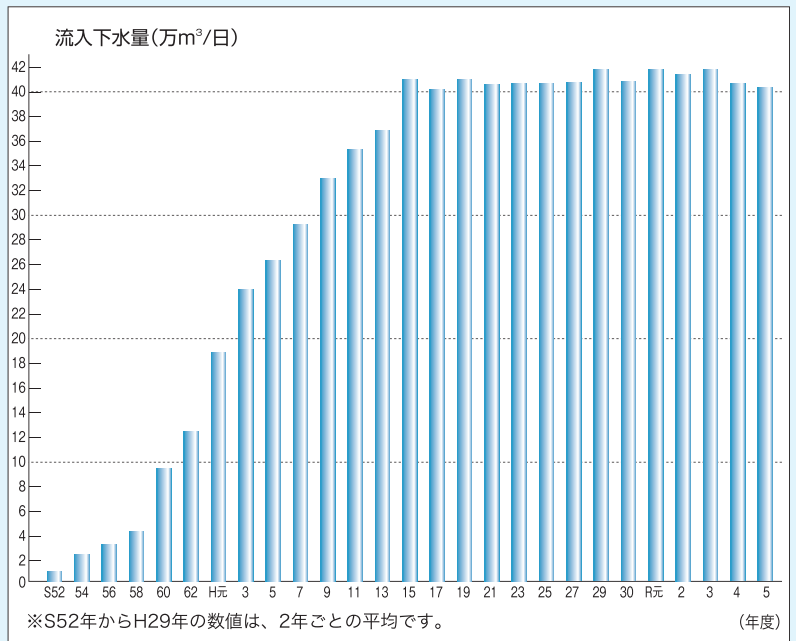
多目的広場、原っぱ、少年サッカーコート(1面)、テニスコート(4面)、ミニバスケットコート、親水池、園路、遊具、トイレ

●事業進捗状況

(令和5年度末現在)

施設名	能力及び内容	備考	
水処理施設	1~9系列で531,700m ³ /日最大 (1~6系列 275,200m ³ /日最大 +7~9系列 256,500m ³ /日最大) 雨水沈殿池 236,186m ³ /日		
汚泥濃縮設備	重力濃縮槽6槽 遠心濃縮機8台 スクリュウ濃縮機3台		
汚泥脱水設備	遠心脱水機 3台 ロータリープレス脱水機 1台 スクリュウプレス脱水機 3台		
汚泥焼却炉	120t/日 焼却炉 1基 180t/日 焼却炉 3基		
非常用自家発電設備	3,000kVA 3台		
管きよ (流域幹線)	左岸幹線	58,060m	進捗率100%
	座間海老名幹線	11,520m	100%
	綾瀬寒川幹線	7,110m	100%
	藤沢寒川幹線	7,360m	100%
	茅ヶ崎幹線	3,980m	100%
	戸沢幹線	1,440m	100%
	放流幹線	130m	100%
	寒川平塚幹線	0m	0%
計	89,600m	98%	
ポンプ場	門橋橋ポンプ場 太井ポンプ場 寸沢嵐ポンプ場		
	千木良ポンプ場 与瀬ポンプ場 吉野ポンプ場		

●流入下水量の推移



●流入下水・放流水の水質

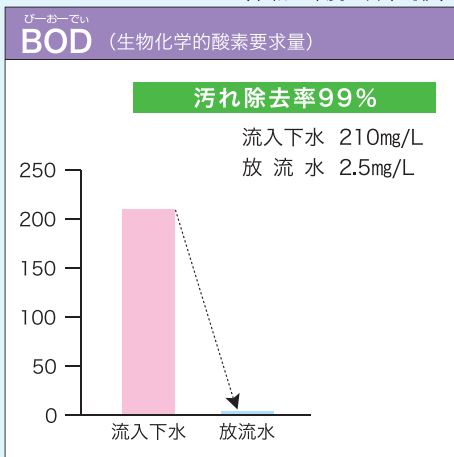
下の図は、柳島水再生センターに流入した下水と処理した放流水の水質を比べたものです。

下水処理場では、適正な管理を行い、よりきれいな水を流せるように努力していますが、家庭や事業場等からの排水の水質レベルを守っていただくことや汚れの少ない水を流すことを心がけていただくことで、下水処理場の負担を減らし、経済的で環境に優しい良好な放流水にすることが出来ます。

おかげさまで柳島水再生センターでは、年間を通して排水基準を守ることが出来ました。

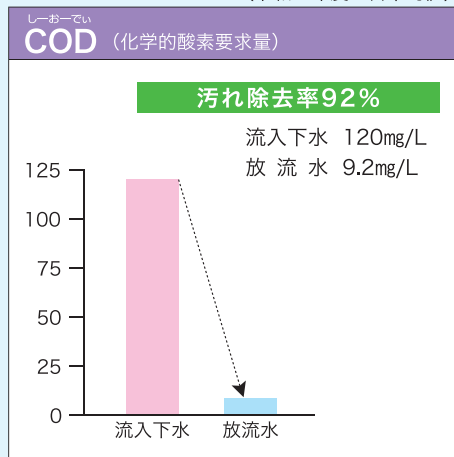
※排水基準：公共用水域（川や海）の水質を守るため、水質汚濁防止法（国）や生活環境の保全等に関する条例（神奈川県）に基準が定められています。

(令和5年度 日平均値)



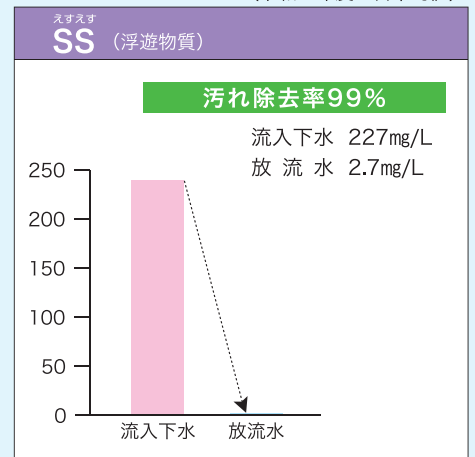
※排水基準：下水処理場から海域に放流する場合、水質汚濁防止法のBODによる日平均・日最大値の排水規制はありません。ただし、県条例で25mg/L(日最大値)の排水規制があります。

(令和5年度 日平均値)



※排水基準：下水処理場から海域に放流する場合、水質汚濁防止法で20mg/L(日平均値)、25mg/L(日最大値)の規制、県条例で25mg/L(日最大値)の排水規制があります。

(令和5年度 日平均値)



※排水基準：下水処理場から放流する場合、水質汚濁防止法で50mg/L(日平均値)、70mg/L(日最大値)の規制、県条例で70mg/L(日最大値)の排水規制があります。

※その他のデータは、公社ホームページに掲載しております。(URL <https://www.kanagawa-swf.or.jp>)

水質関連用語の解説⑩

●BOD (Biochemical Oxygen Demand)

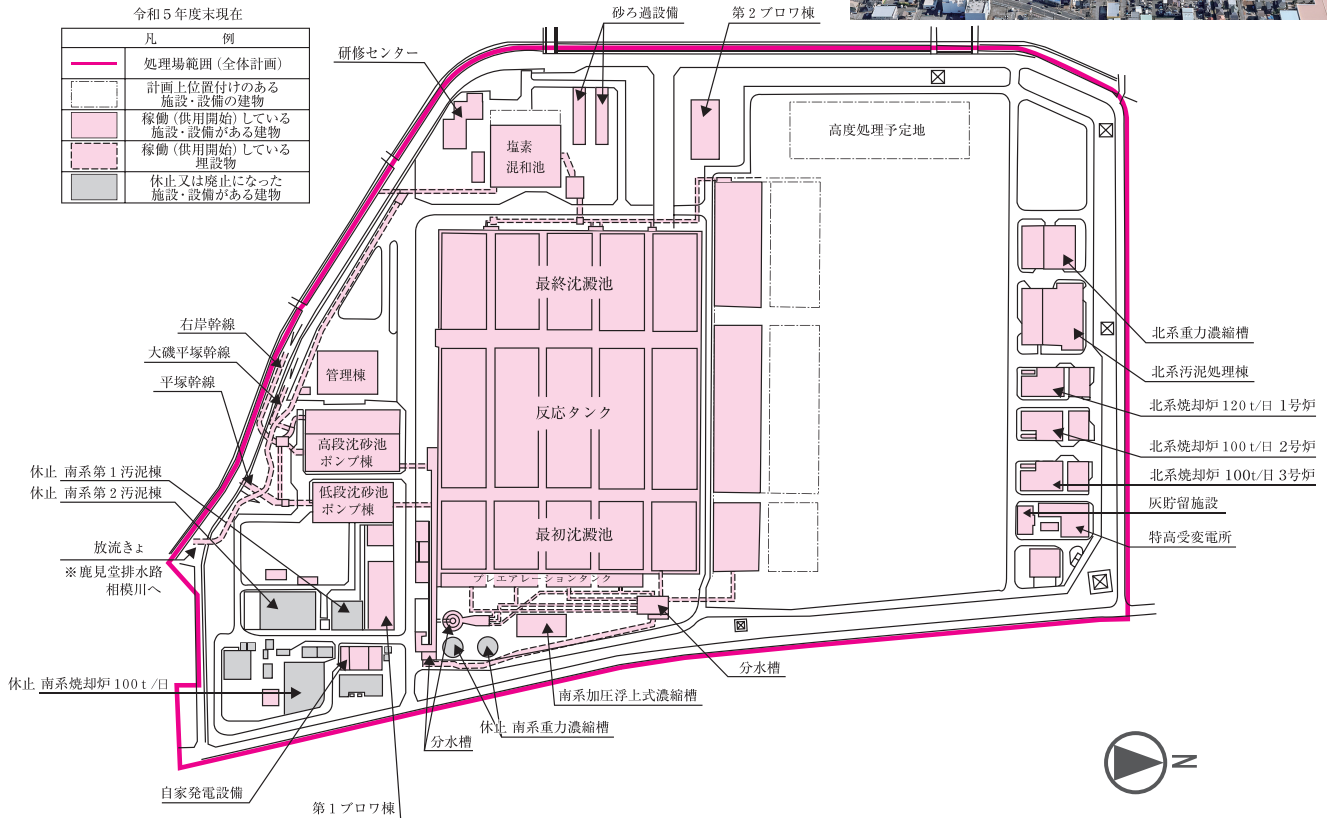
BODは、水に含まれている有機物の量を表す指標であり、水中の好気性微生物によって5日間で消費される溶存酸素の量である。数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

四之宮水再生センター

四之宮水再生センターは、相模川河口から5km上流の平塚市四之宮に位置し、昭和48年6月に処理を開始しました。

現在は、一日に306,150m³/日最大の下水を処理する水処理施設(6系列)や汚泥処理施設が稼動しています。

※事業計画上、水処理施設は7系列で373,800m³/日最大です。



●四之宮ふれあい広場

無料



●広場概要 (広場問い合わせ先: TEL0463-54-8700)

- 開場時間 9時～17時(2月～10月)
※但し5/15～8/15は9時～18時30分
9時～16時(11月～1月)
- 休 場 日 月曜日(但し月曜日が祝日、振替休日の場合は、その翌日)
12月27日～1月4日
- 主な施設 多目的広場、テニスコート(6面)、壁打ちテニスコート(2面)、フットサルコート(1面)、バスケットボールコート(1面) ドッジボールコート、エントランス広場(タイル)、プラザ、休憩所、遊具、トイレ
※テニスコート・フットサルコートの使用は、要予約
- 面 積 5.25ha
- 駐 車 場 無料(普通66台、大型2台)

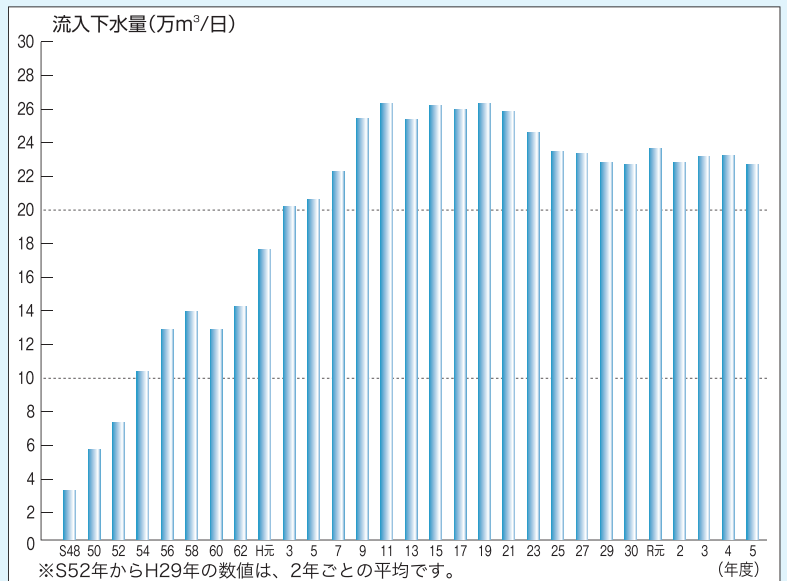
●事業進捗状況

(令和5年度末現在)

施設名	能力及び内容	備考
水処理施設	1～6系列で306,150m ³ /日最大 (1～5系列 238,500m ³ /日最大 +6系列のみ 67,650m ³ /日最大)	
汚泥濃縮設備	北系重力濃縮槽4槽 南系加圧浮上濃縮槽2槽 北系遠心濃縮機2台	
汚泥脱水設備	北系遠心脱水機 2台 北系スクリーブレス脱水機 2台	
汚泥焼却炉	120t/日 北系焼却炉 1基 100t/日 北系焼却炉 2基	
太陽光発電設備	420kW (管理棟用20kW、水処理施設用400kW)	
非常用自家発電設備	1,500kVA 1台 3,000kVA 1台 4,000kVA 1台	
管きよ (流域幹線)	右岸幹線	22,700m 進捗率100%
	平塚幹線	3,030m 100%
	伊勢原厚木幹線	1,650m 100%
	第二伊勢原厚木幹	*(1,270)m 100%
	大磯平塚幹線	9,310m 100%
	計	36,690m 100%
ポンプ場	東豊田ポンプ場 戸田ポンプ場	
汚泥貯留施設	相模川汚泥貯留地	

*()は改築更新

●流入下水量の推移



●流入下水・放流水の水質

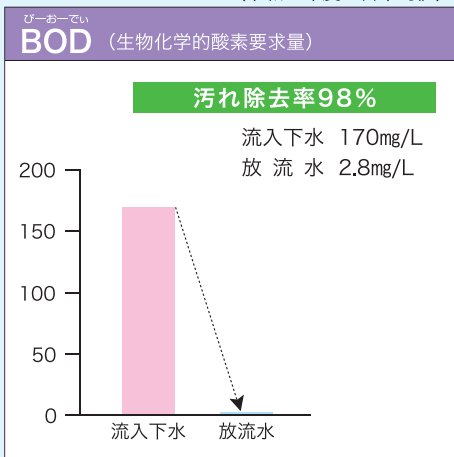
下の図は、四之宮水再生センターに流入した下水と処理した放流水の水質を比べたものです。

下水処理場では、適正な管理を行い、よりきれいな水を流せるように努力していますが、家庭や事業場等からの排水の水質レベルを守っていただくことや汚れの少ない水を流すことを心がけていただくことで、下水処理場の負担を減らし、経済的で環境に優しい良好な放流水にすることが出来ます。

おかげさまで四之宮水再生センターでは、年間を通して排水基準を守ることが出来ました。

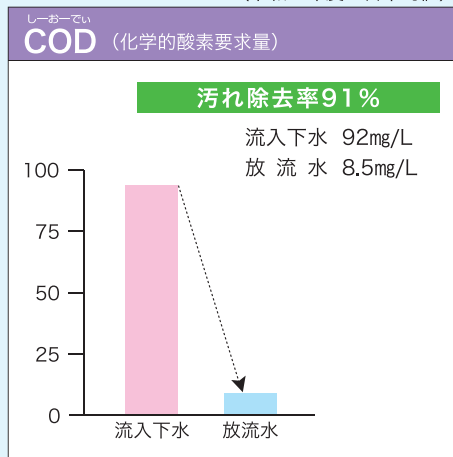
※排水基準：公共用水域（川や海）の水質を守るため、水質汚濁防止法（国）や生活環境の保全等に関する条例（神奈川県）に基準が定められています。

(令和5年度 日平均値)



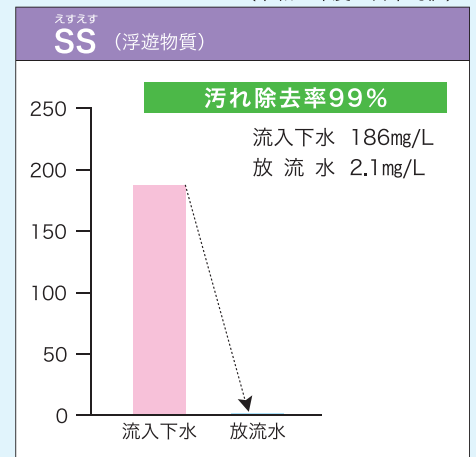
※排水基準：下水処理場から川に放流する場合、水質汚濁防止法で20mg/L(日平均値)、25mg/L(日最大値)の規制、県条例で25mg/L(日最大値)の排水規制があります。

(令和5年度 日平均値)



※排水基準：下水処理場から川に放流する場合、水質汚濁防止法のCODによる日平均・日最大値の排水規制はありません。ただし、県条例で25mg/L(日最大値)の排水規制があります。

(令和5年度 日平均値)



※排水基準：下水処理場から放流する場合、水質汚濁防止法で50mg/L(日平均値)、70mg/L(日最大値)の規制、県条例で70mg/L(日最大値)の排水規制があります。

※その他のデータは、公社ホームページに掲載しております。(URL <https://www.kanagawa-swf.or.jp>)

水質関連用語の解説②

●COD (Chemical Oxygen Demand)

CODは、水に含まれている有機物の量を表す指標であり、水の中に含まれている有機物が酸化剤によって酸化されるときに消費される酸化剤の量を酸素の量に換算したものである。数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

酒匂川流域下水道

酒匂川流域下水道は、県民の大切な水源河川となっている酒匂川の水質保全と地域の生活環境の改善を図るため、昭和48年から流域内の3市4町の区域を対象とした事業に着手し、昭和57年に左岸処理場（現：酒匂水再生センター）が、平成9年に右岸処理場（現：扇町水再生センター）が処理を開始しました。また、平成元年11月には、計画区域が中井町、二宮町を含めた3市6町に拡大され、平成19年には箱根町を含めた3市7町に拡大されました。

現在、流域下水道の事業と並行して整備が進められている関連公共下水道から流入する汚水を処理するための施設の増設ならびに改築・更新工事を進めています。

全体事業概要

流域関連市町	小田原市、秦野市、南足柄市、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町
--------	---

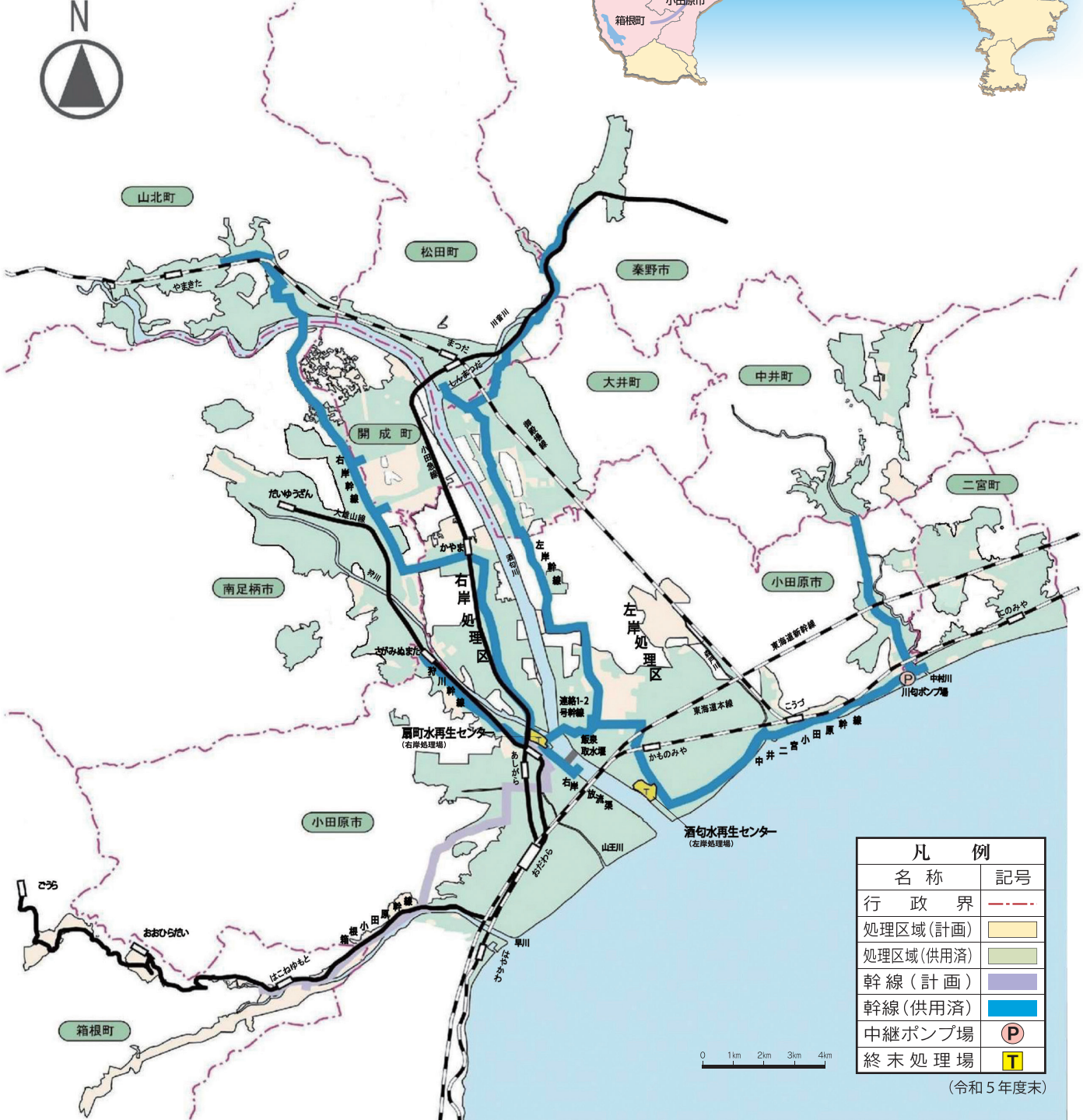
令和5年度末現在

区 分		左 岸 処 理 区		
計 画 諸 元	処理面積	3,816.18ha		
	処理人口	181千人		
	処理水量	141千m ³ /日最大		
管 路 施 設 (流 域 幹 線)	幹 線 名	管 径 (mm)	延長(m)	
	左 岸 幹 線	φ 350~2,000	15,660	
	中井二宮小田原幹線	φ 1,000~1,500	9,910	
	連絡2号幹線	φ 1,000	1,350	
	計		26,920	
ポ ン プ 場	川匂ポンプ場	25.0m ³ /分		
処 理 場	名 称	酒匂水再生センター		
	所 在 地	小田原市西酒匂一丁目1番54号		
	敷地面積	9.8ha		
	処理方法	標準活性汚泥法+急速ろ過法		
	排除方法	分流式		
	放流先	黒まま排水路(酒匂川)		
	処理開始	昭和57年12月1日		

区 分		右 岸 処 理 区		
計 画 諸 元	処理面積	2,370.06ha		
	処理人口	96千人		
	処理水量	83千m ³ /日最大		
管 路 施 設 (流 域 幹 線)	幹 線 名	管 径 (mm)	延長(m)	
	右 岸 幹 線	φ 500~2,000	14,110	
	狩 川 幹 線	φ 800~1,350	3,200	
	連絡1号幹線	φ 1,000	1,200	
	右岸放流きよ	□ 1,900×1,100	830	
	箱根小田原幹線	φ 250~1,350	9,290	
	計		28,630	
ポ ン プ 場		—————		
処 理 場	名 称	扇町水再生センター		
	所 在 地	小田原市扇町六丁目819番地		
	敷地面積	7.0ha		
	処理方法	標準活性汚泥法+急速ろ過法		
	排除方法	分流式		
	放流先	酒匂川		
処理開始	平成9年7月1日			

酒匂川流域下水道概要図

— 相模川流域下水道幹線
— 酒匂川流域下水道幹線
— 幹線(計画)



凡 例	
名称	記号
行政界	---
処理区域(計画)	□
処理区域(供用済)	■
幹線(計画)	—
幹線(供用済)	—
中継ポンプ場	Ⓟ
終末処理場	Ⓣ

0 1km 2km 3km 4km

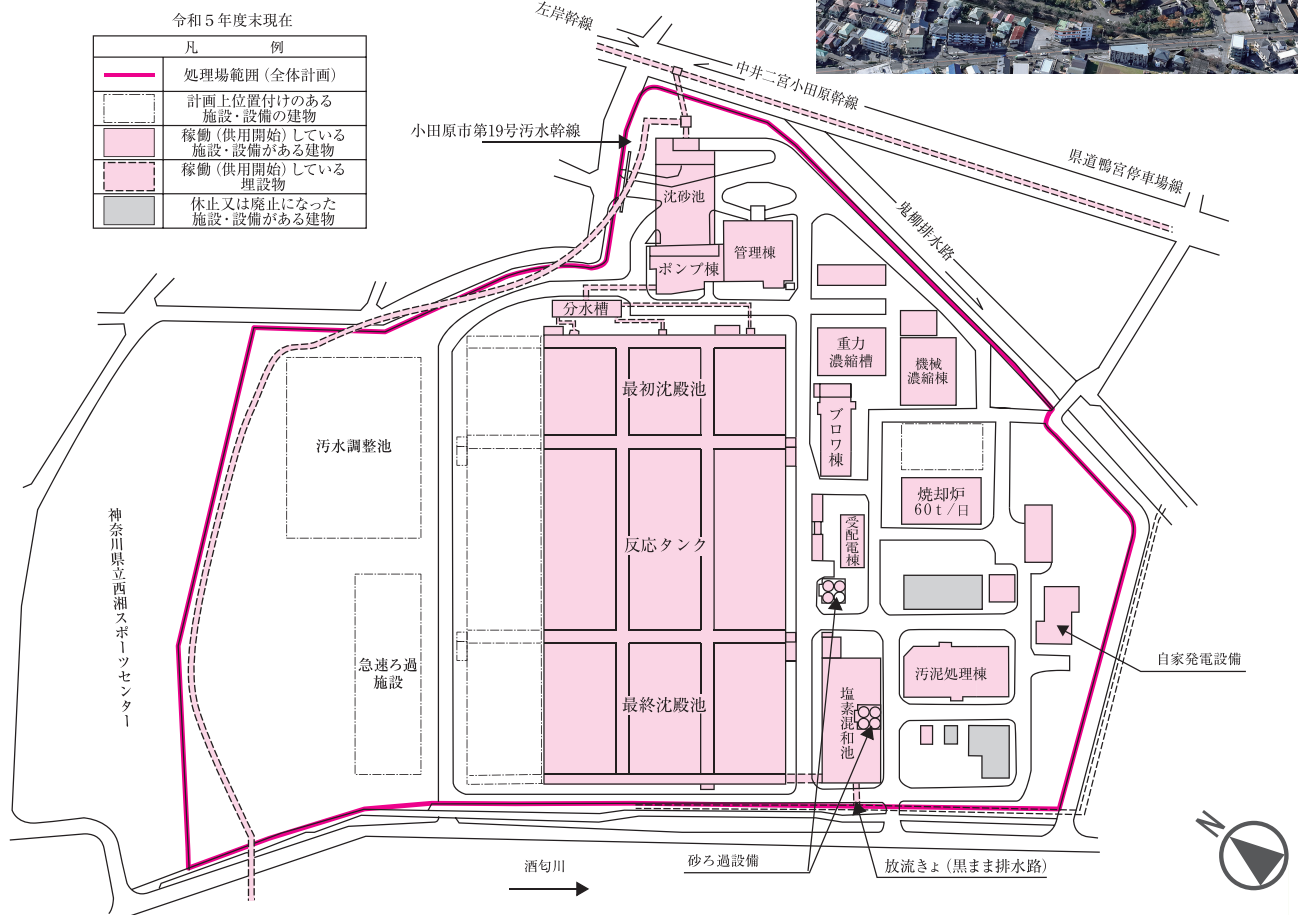
(令和5年度末)

酒匂水再生センター

酒匂水再生センターは、酒匂川河口近く左岸側の小田原市西酒匂に位置し、昭和57年12月に処理を開始しました。

現在は、一日に105,648m³/日最大の下水を処理する水処理施設（3系列）や汚泥処理施設が稼動しています。

※事業計画書上、水処理施設は4系列で140,850m³/日最大です。



● 酒匂きらり広場 無料



● 広場概要 (広場問い合わせ先: TEL0465-48-8319)

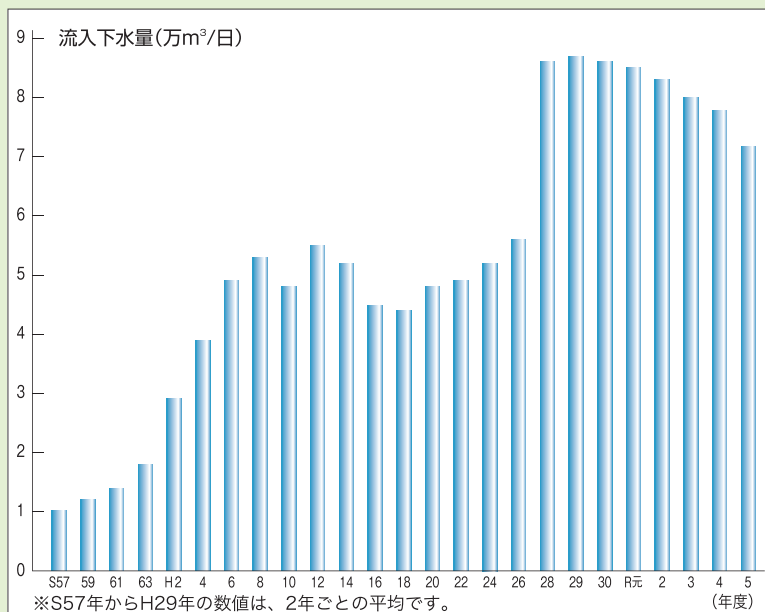
- ・ 開場時間 9時～18時 (4月～9月)
9時～16時 (10月～3月)
- ・ 休 場 日 月曜日 (但し月曜日が祝日、振替休日の場合は、その翌日)
12月29日～1月3日
悪天候・設備点検日は臨時休場
- ・ 主な施設 多目的広場 (人工芝)、遊び広場、お花見広場、川見テラス、噴水池、休憩所、トイレ
- ・ 面 積 2.1ha
- ・ 駐 車 場 無料 (13台)

●事業進捗状況

(令和5年度末現在)

施設名	能力及び内容	備考	
水処理施設	1～3系列 105,648m ³ /日最大		
汚泥濃縮設備	重力濃縮槽 4槽 常圧浮上濃縮槽 2槽		
汚泥脱水設備	スクリーンプレス脱水機 4台		
汚泥焼却炉	60t/日 焼却炉 1基		
非常用自家発電設備	1,500kVA 2台		
管きよ (流域幹線)	左岸幹線	15,660m	進捗率100%
	中井二宮小田原幹線	9,910m	100%
	連絡2号幹線	1,350m	100%
	計	26,920m	100%
ポンプ場	川匂ポンプ場		

●流入下水量の推移



●流入下水・放流水の水質

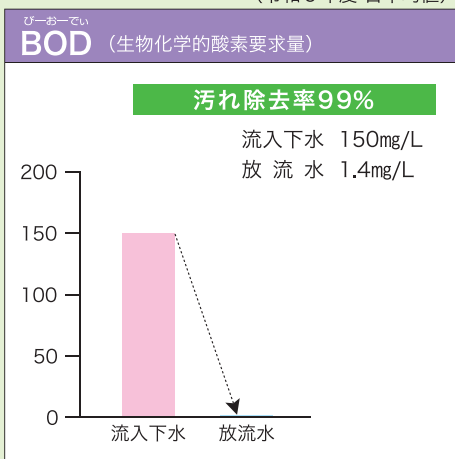
下の図は、酒匂水再生センターに流入した下水と処理した放流水の水質を比べたものです。

下水処理場では、適正な管理を行い、よりきれいな水を流せるように努力していますが、家庭や事業場等からの排水の水質レベルを守っていただくことや汚れの少ない水を流すことを心がけていただくことで、下水処理場の負担を減らし、経済的で環境に優しい良好な放流水にすることが出来ます。

おかげさまで酒匂水再生センターでは、年間を通して排水基準を守ることが出来ました。

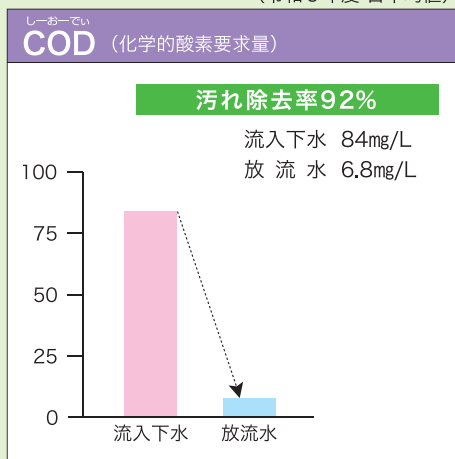
※排水基準：公共用水域（川や海）の水質を守るため水質汚濁防止法（国）や生活環境の保全等に関する条例（神奈川県）に基準が定められています。

(令和5年度 日平均値)



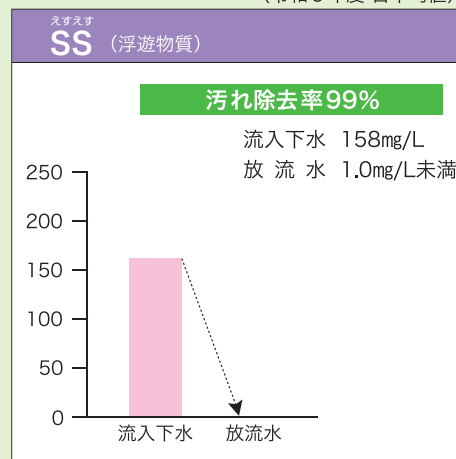
※排水基準：下水処理場から川に放流する場合、水質汚濁防止法で20mg/L(日平均値)、25mg/L(日最大値)の規制、県条例で25mg/L(日最大値)の排水規制があります。

(令和5年度 日平均値)



※排水基準：下水処理場から川に放流する場合、水質汚濁防止法のCODによる日平均・日最大値の排水規制はありません。ただし、県条例で25mg/L(日最大値)の排水規制があります。

(令和5年度 日平均値)



※排水基準：下水処理場から放流する場合、水質汚濁防止法で50mg/L(日平均値)、70mg/L(日最大値)の規制、県条例で70mg/L(日最大値)の排水規制があります。

※その他のデータは、公社ホームページに掲載しております。(URL <https://www.kanagawa-swf.or.jp>)

水質関連用語の解説③

●SS (Suspended Solids)

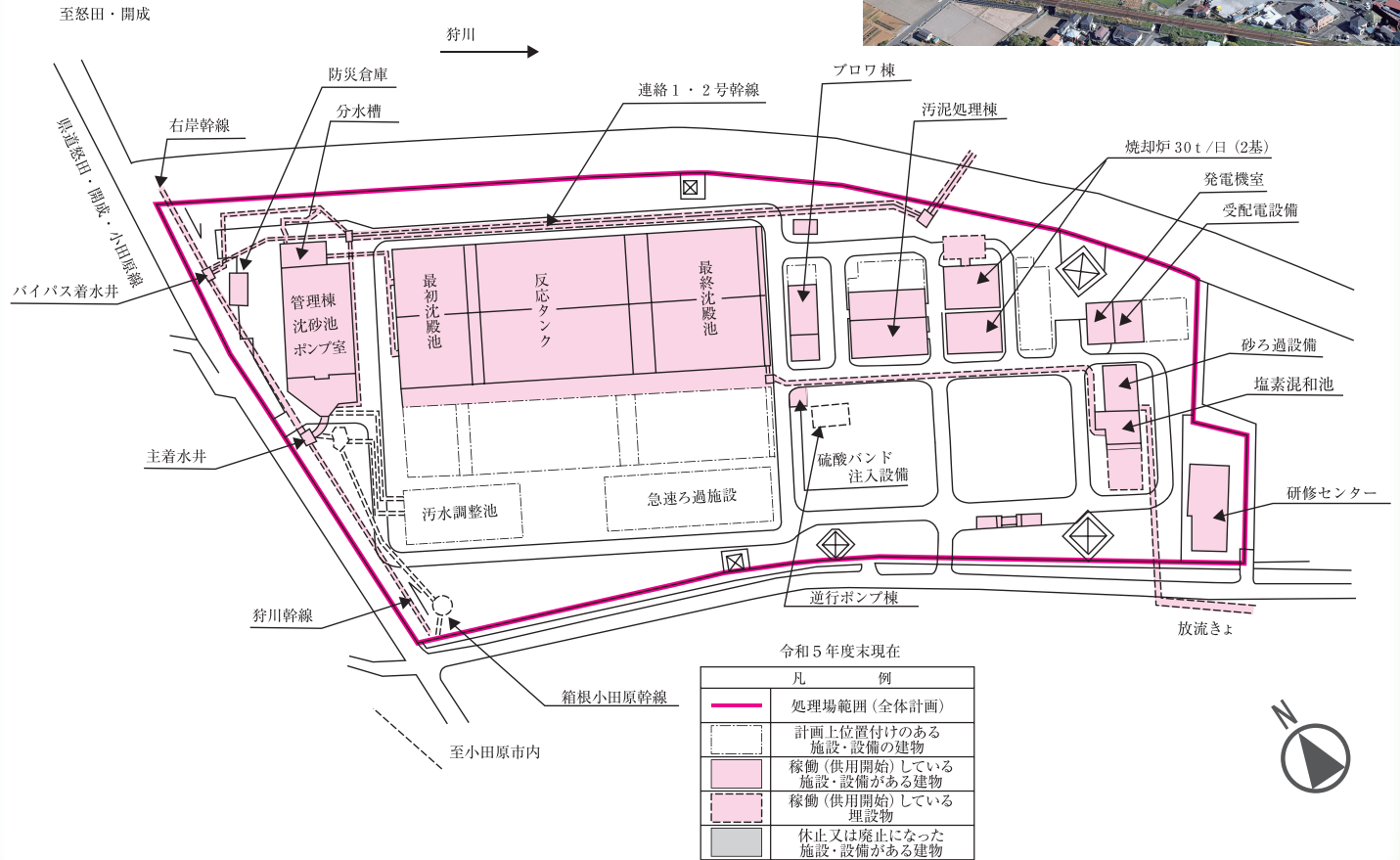
水中に浮遊又は懸濁している直径2mm以下の粒子状物質のことで、粘土鉱物による微粒子、動植物プランクトンやその死骸、下水、工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿物が含まれる。浮遊物質が多いと透明度などの外観が悪くなるほか、魚類のえらがつまって死んだり、光の透過が妨げられて水中の植物の光合成に影響することがある。

扇町水再生センター

扇町水再生センターは、酒匂川河口から上流へ3kmの小田原市扇町に位置し、平成9年7月に処理を開始しました。

現在は、一日に55,120m³/日最大の下水を処理する水処理施設（2系列）や汚泥処理施設が稼動しています。

※事業計画上、水処理施設は3系列で82,670m³/日最大です。



●扇町しらさぎ広場 無料



●広場概要 (広場問い合わせ先: TEL0465-32-6477)

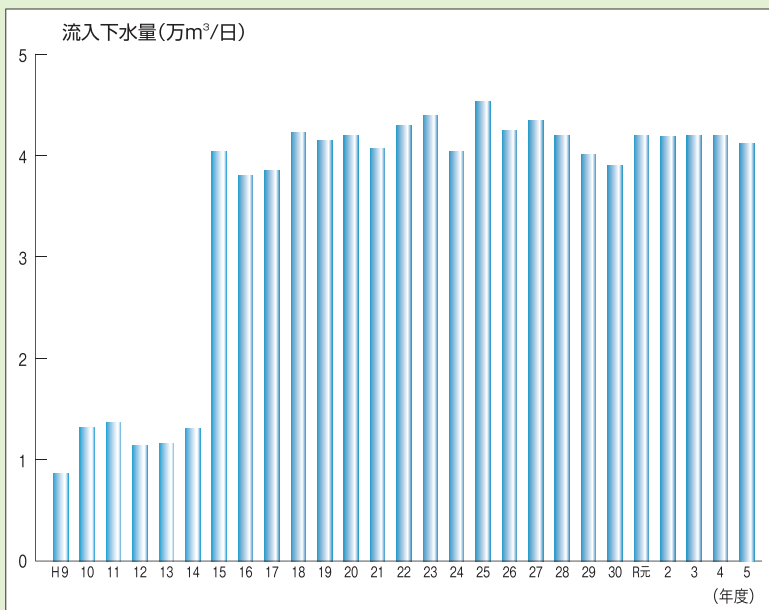
- ・開場時間 9時～18時 (4月～9月)
9時～16時 (10月～3月)
- ・休場日 月曜日 (但し月曜日が祝日、振替休日の場合は、その翌日)
12月29日～1月3日
悪天候・設備点検日は臨時休場
- ・主な施設 芝生広場、ちびっこ広場、遊具広場、ガーデニング広場、軽運動広場、噴水池、休憩所、トイレ
- ・面積 1.2ha
- ・駐車場 無料 (31台)

●事業進捗状況

(令和5年度末現在)

施設名	能力及び内容	備考	
水処理施設	1～2系列 55,120m ³ /日最大		
汚泥濃縮設備	重力濃縮槽 3槽		
汚泥脱水設備	ベルトプレス脱水機 2台 スクリーンプレス脱水機 1台		
汚泥焼却炉	30t/日 焼却炉 2基		
非常用自家発電設備	1,000kVA 1台		
管きよ (流域幹線)	右岸幹線	14,110m	進捗率100%
	狩川幹線	3,200m	100%
	連絡1号幹線	1,200m	100%
	右岸放流きよ	830m	100%
	箱根小田原幹線	0m	0%
計		19,340m	68%
ポンプ場			

●流入下水量の推移



●流入下水・放流水の水質

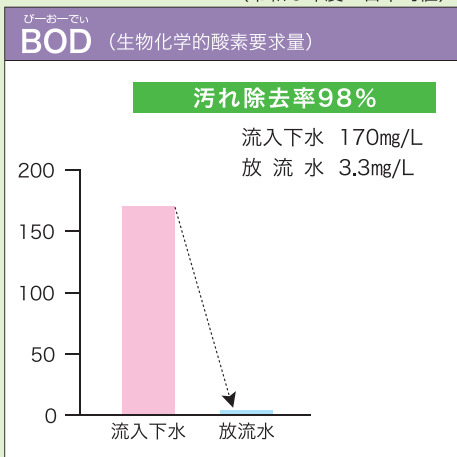
下の図は、扇町水再生センターに流入した下水と処理した放流水の水質を比べたものです。

下水処理場では、適正な管理を行い、よりきれいな水を流せるように努力していますが、家庭や事業場等からの排水の水質レベルを守っていただくことや汚れの少ない水を流すことを心がけていただくことで、下水処理場の負担を減らし、経済的で環境に優しい良好な放流水にすることが出来ます。

おかげさまで扇町水再生センターでは、年間を通して排水基準を守ることが出来ました。

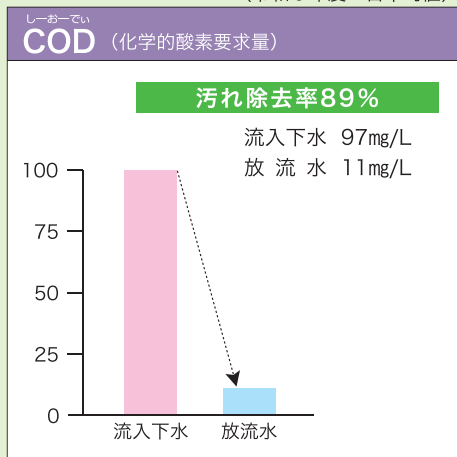
※排水基準：公共用水域（川や海）の水質を守るため、水質汚濁防止法（国）や生活環境の保全等に関する条例（神奈川県）に基準が定められています。

(令和5年度 日平均値)



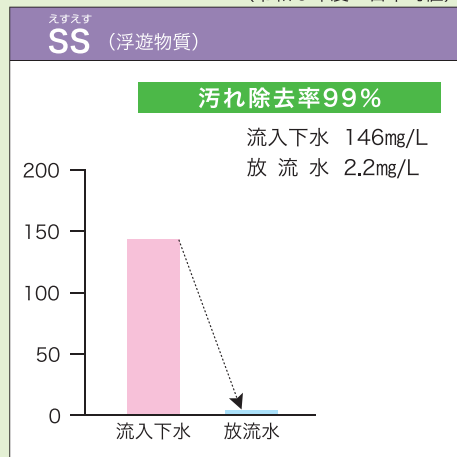
※排水基準：下水処理場から川に放流する場合、水質汚濁防止法で20mg/L(日平均値)、25mg/L(日最大値)の規制、県条例で25mg/L(日最大値)の排水規制があります。

(令和5年度 日平均値)



※排水基準：下水処理場から川に放流する場合、水質汚濁防止法のCODによる日平均・日最大値の排水規制はありません。ただし、県条例で25mg/L(日最大値)の排水規制があります。

(令和5年度 日平均値)



※排水基準：下水処理場から放流する場合、水質汚濁防止法で50mg/L(日平均値)、70mg/L(日最大値)の規制、県条例で70mg/L(日最大値)の排水規制があります。

※その他のデータは、公社ホームページに掲載しております。(URL <https://www.kanagawa-swf.or.jp>)

神奈川県の下水道普及率

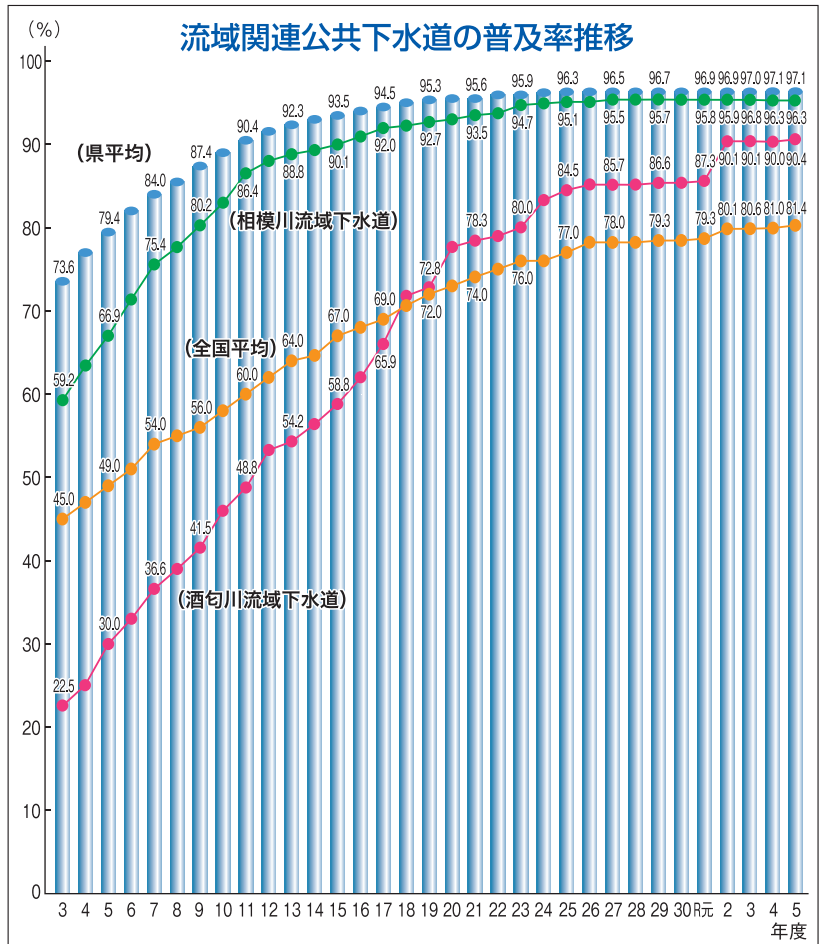
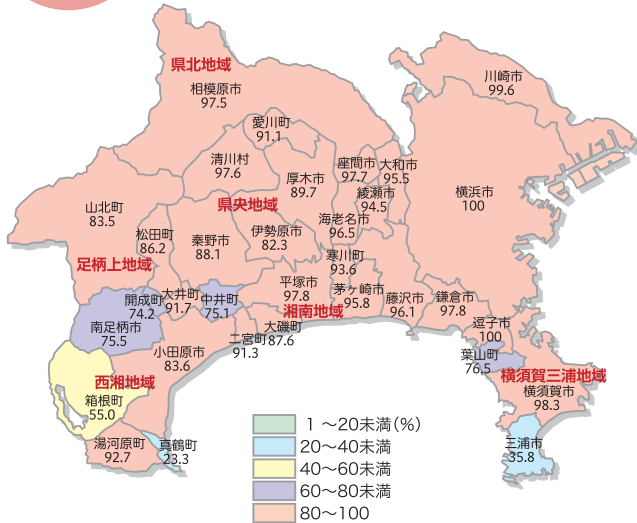
普及率(%) = 処理人口 / 行政人口

公共下水道は、現在33都市(19市13町1村)で実施されています。

なお、令和5年度末の普及率は、97.1%です。

市町村別下水道普及状況図

(令和5年度末現在)



水の星 支えるあなたに ありがとう

—令和6年度 下水道推進標語—

たいせつな下水道 かわいがってね

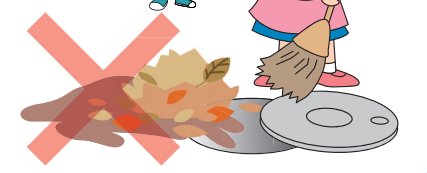
水洗トイレにはトイレトペーパーなど水にとけるもの以外は流さないでね。トイレがつまっちゃうよ...



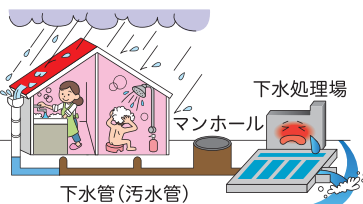
下水管に薬品・ガソリンなどは流さないでね。下水管の中で爆発しちゃうよ...



マンホールにゴミや土砂をすてないでね。下水管がつまっちゃうよ...



雨水は、汚水管に流さないでね。大雨時に下水処理場の機能が低下したり、家に汚水が逆流しちゃうよ...



台所では油や野菜のくずは、流さないでね。下水管がつまっちゃうよ...

